

- 本ワーキンググループについては、開催要綱において、**原則公開**することとされており、**主査が必要と認める場合については、非公開とすることが可能**となっている。
- LINEヤフー株式会社より、以下の理由により**一部を非公開**したい旨、申し出があったところ、主査の了解により、**本日の会合（第31回会合）における質疑応答については、非公開にて実施**することとする。
- なお、**本日の会合の議事録については、開催要綱に基づき原則公開**することとしながらも、事業者が非公開を希望する理由に鑑み、**主査が必要と認める範囲において、一部を非公開**することとする。

事業者名	非公開を希望する理由
LINEヤフー株式会社	詳細な質疑応答の内容次第で自社の機密情報に触れる可能性があるため。

（参考）「利用者情報に関するワーキンググループ」開催要綱（抜粋）

5 議事・資料等の扱い

- （1）**本WGは、原則として公開**とする。ただし、**主査が必要と認める場合については、非公開**とする。
- （2）**本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する**。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は**主査が必要と認める場合については、非公開**とする。
- （3）**本WGの議事概要は、原則として公開する**。ただし、**主査が必要と認める場合については、非公開**とする。